

(記入例)

(案)

令和 年 (月 日) 第 管 施 環 札 号

××建設株式会社

代表取締役 産廃 太郎 様

日付は市で記入いたしますので、記入しないで下さい。

札幌市長

秋 元 克 広

産業廃棄物搬入承認書

日付は市で記入いたしますので、記入しないで下さい。

令和 年 月 日 付けで申請のあった産業廃棄物の搬入について承認いたします。
なお、本書とともに返却された申請書の副本を申請者において保管すること。

問い合わせ先

札幌市環境局環境事業部施設管理課
電話 011-211-2922

(市保管用)

(記入例)

産業廃棄物搬入申請書

申請年月日: 令和××年××月××日

(あて先) 札幌市長

申請者

住所: 札幌市中央区北1条西2丁目

××建設株式会社

氏名: 代表取締役 産廃 太郎

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号: 011-211-2111

担当者氏名: 一廃 次郎

下記の「札幌市の処理事業内容」・「留意事項」を了解及び遵守し、産業廃棄物を搬入することを申請します。

記

押印は(市保管用)
のみで結構です。
(副本)には必要
ありません。

1 札幌市の処理事業内容

(1) 事業区分

中間処理(資源化、破碎、焼却)及び最終処分(埋立)

(2) 受け入れる産業廃棄物の種類及び数量

ア 種類

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成4年条例第67号:以下「条例」という。)

第39条第2項の規定に基づく札幌市告示に示す産業廃棄物の種類

イ 数量

条例第39条第2項の規定に基づく札幌市告示で定める産業廃棄物の量以内

(3) 処理施設

条例第29条の規定に基づく札幌市告示に定める「自ら搬入する場合の施設」

(施設の処理能力については同告示に示す「処理施設の概要」のとおり。)

なお、中間処理施設から排出される焼却灰及び残さ等の最終処分は、同告示に示す「処理施設の概要」中の最終処分地(埋立)において、一般廃棄物とあわせて処分している。

(4) 産業廃棄物処分費用

条例第48条に規定する産業廃棄物処分費用

ただし、上記事業内容について定める条例及び告示が改正された場合には、改正後の条例及び告示に従うものとする。

2 留意事項

- (1) 条例第42条第1項で定める産業廃棄物の受入基準に従うこと。
- (2) 産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、札幌市が要求した場合、その要求に従い処分を委託する産業廃棄物について、次の事項を記載した書面を用いてあらかじめ札幌市に情報を通知するものとする。
- 産業廃棄物の発生工程
 - 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - 混合等により生ずる支障
 - 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、その旨
 - その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- (3) 委託する産業廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないよう注意する。万一混入したことにより、又混入した旨を札幌市に通知せずに、札幌市の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、札幌市は委託物の取り引きを拒否することができる。この場合において、処分費用の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。
- (4) 申請者が業務終了報告書を必要とする場合は、申請者がマニフェストを発行し、マニフェストD票及びE票で代えるものとする。
- (5) 委託契約期間中に当該産業廃棄物に係る情報に変更があった場合であって、札幌市が必要と認める場合は、申請者は、札幌市が指示する事項を、札幌市に書面で通知するものとする。
- (6) 札幌市は、やむを得ない事由があるときは、一時業務を停止することがある。
- (7) 当該申請のいずれかに違反したときは、札幌市は当該申請で認める内容が無効とすることができる。ただしこの場合又は法令の規定により当該申請で認める内容が無効とする場合であっても、当該申請に基づき申請者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を札幌市が完了していないときは、当該産業廃棄物を双方の責任で処理した後でなければ当該申請で認める内容が無効とすることはできない。
- (8) 札幌市は、申請者が当該留意事項の執行が出来ないと判断した場合、申請で認める内容が無効とすることができる。
- (9) 当該申請で認める内容については、受付した日から1年間有効とし、期間満了の1ヶ月前までに、札幌市又は申請者からの書面による変更又は取り消しの申し入れがないかぎり、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。
- (10) 申請者は、当該産業廃棄物申請書を、当該申請で認める内容が終了した日から5年間保管すること。

受 付 印

(記入例)

××建設株式会社

代表取締役 産廃 太郎 様

令和 年 (月 日) 第 管 施 環 札 号

日付は市で記入いたしますので、記入しないで下さい。

札幌市長

秋 元 克 広

産業廃棄物搬入承認書

日付は市で記入いたしますので、記入しないで下さい。

令和 年 月 日 付けで申請のあった産業廃棄物の搬入について承認いたします。
なお、本書とともに返却された申請書の副本を申請者において保管すること。

問い合わせ先

札幌市環境局環境事業部施設管理課
電話 011-211-2922

(申請者保管用)

(記入例)

産業廃棄物搬入申請書（副本）

申請年月日：令和××年××月××日

（あて先）札幌市長

申請者

住所：札幌市中央区北1条西2丁目

××建設株式会社

氏名：代表取締役 産廃 太郎

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号：011-211-2111

担当者氏名：一廃 次郎

下記の「札幌市の処理事業内容」・「留意事項」を了解及び遵守し、産業廃棄物を搬入することを申請します。

記

1 札幌市の処理事業内容

（1）事業区分

中間処理（資源化、破碎、焼却）及び最終処分（埋立）

（2）受け入れる産業廃棄物の種類及び数量

ア 種類

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成4年条例第67号：以下「条例」という。）

第39条第2項の規定に基づく札幌市告示に示す産業廃棄物の種類

イ 数量

条例第39条第2項の規定に基づく札幌市告示で定める産業廃棄物の量以内

（3）処理施設

条例第29条の規定に基づく札幌市告示に定める「自ら搬入する場合の施設」

（施設の処理能力については同告示に示す「処理施設の概要」のとおり。）

なお、中間処理施設から排出される焼却灰及び残さ等の最終処分は、同告示に示す「処理施設の概要」中の最終処分地（埋立）において、一般廃棄物とあわせて処分している。

（4）産業廃棄物処分費用

条例第48条に規定する産業廃棄物処分費用

ただし、上記事業内容について定める条例及び告示が改正された場合には、改正後の条例及び告示に従うものとする。

2 留意事項

- (1) 条例第42条第1項で定める産業廃棄物の受入基準に従うこと。
- (2) 産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、札幌市が要求した場合、その要求に従い処分を委託する産業廃棄物について、次の事項を記載した書面を用いてあらかじめ札幌市に情報を通知するものとする。
 - 産業廃棄物の発生工程
 - 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - 混合等により生ずる支障
 - 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、その旨
 - その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- (3) 委託する産業廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないよう注意する。万一混入したことにより、又混入した旨を札幌市に通知せずに、札幌市の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、札幌市は委託物の取り引きを拒否することができる。この場合において、処分費用の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。
- (4) 申請者が業務終了報告書を必要とする場合は、申請者がマニフェストを発行し、マニフェストD票及びE票で代えるものとする。
- (5) 委託契約期間中に当該産業廃棄物に係る情報に変更があった場合であって、札幌市が必要と認める場合は、申請者は、札幌市が指示する事項を、札幌市に書面で通知するものとする。
- (6) 札幌市は、やむを得ない事由があるときは、一時業務を停止することがある。
- (7) 当該申請のいずれかに違反したときは、札幌市は当該申請で認める内容が無効とすることができる。ただしこの場合又は法令の規定により当該申請で認める内容が無効とする場合であっても、当該申請に基づき申請者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を札幌市が完了していないときは、当該産業廃棄物を双方の責任で処理した後でなければ当該申請で認める内容が無効とすることはできない。
- (8) 札幌市は、申請者が当該留意事項の執行が出来ないと判断した場合、申請で認める内容が無効とすることができる。
- (9) 当該申請で認める内容については、受付した日から1年間有効とし、期間満了の1ヶ月前までに、札幌市又は申請者からの書面による変更又は取り消しの申し入れがないかぎり、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。
- (10) 申請者は、当該産業廃棄物申請書を、当該申請で認める内容が終了した日から5年間保管すること。

(参考)

1 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第39条の規定に基づき市が処分する産業廃棄物の種類及び量
(令和3年1月現在)

① 産業廃棄物の種類

(1) 次に掲げる産業廃棄物(市が処分する産業廃棄物は、市内から排出されたものに限る。)とする
ただし、このうち特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。

ア 燃え殻(熱灼減量15%以下、含水率80%以下のものに限る。)

イ 廃プラスチック類(一般廃棄物処理施設その他市長が定める施設から生じる処理後の残さに限る。)

ウ 紙くず

エ 木くず

オ 繊維くず

カ ガラスくず及び陶磁器くず

特別管理産業廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令昭和46年政令300号。以下「政令」という。)第2条の4第5号に定める特定有害産業廃棄物(廃石綿等)とする。ただし、政令第6条の4第1項第3号ル(1)に定める措置を講じたものに限る。

② 産業廃棄物の量

市長が量について指示したときは、その量以内とする。

2 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第48条に定める産業廃棄物処分費用(令和3年1月現在)

取 扱 区 分	費 用	備 考
上記産業廃棄物を市長の指定する 清掃工場等で処分するとき	10kgにつき 201.3円	費用の算出に当たって、処分した量が基礎 単位未満であるとき、又はその量に基礎単位 未満の端数があるときは、これを基礎単位の 量と見なして計算する。
上記産業廃棄物をごみ資源化工場 で処分するとき	10kgにつき 130.1円	
上記産業廃棄物を市長の指定する 埋立処分場で処分するとき	廃石綿等以外	
	10kgにつき 200円	
	廃石綿等	
	10kgにつき 360円	

※埋立処分場に産業廃棄物を搬入するときは北海道循環資源利用促進税10円/10kg徴収。

3 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第29条の規定に基づく札幌市告示に定める自ら搬入する場合の施設及び施設の処理能力(令和3年1月現在)

施設別	事業場の名称	所在地	施設の処理能力
焼却	駒岡清掃工場	札幌市南区真駒内602-30	600t/日
焼却	発寒清掃工場	札幌市西区発寒15条14丁目1	600t/日
焼却	白石清掃工場	札幌市白石区東米里2170	900t/日
破砕	篠路破砕工場	札幌市北区篠路町福移153-1	150t/5h
破砕	駒岡破砕工場	札幌市南区真駒内602-30	200t/5h
破砕	発寒破砕工場	札幌市西区発寒15条14丁目2	150t/5h
埋立	山口処理場	札幌市手稲区手稲山口364他	5,439,000 m ³
資源化	ごみ資源化工場	札幌市北区篠路町福移153-1	200t/日

4 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第42条第1項で定める受入基準
(札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第18条より抜粋)

(令和3年1月現在)

- (1) 処分をするための器材又は施設を著しく汚損し、又は破壊するおそれのあるものを除去してあること。
- (2) 処分に際し、作業員の安全衛生上、特に危害を及ぼすおそれのあるものを除去してあること。
- (3) 産業廃棄物にあっては、その種類及び量が前記1のとおりであること。
- (4) 清掃工場に搬入しようとする廃棄物にあっては、不燃性のものを除去し、かつ、最大の辺又は径を50センチメートル以下（破砕工場を併設する清掃工場においては、2メートル以下）に破砕し、又は切断してあること。
- (5) ごみ資源化工場に搬入しようとする廃棄物にあっては、厨芥（生ごみ類をいう。以下同じ）、不燃性のものその他資源化に適しないもの（生木、切り株、のこ屑・おが屑・カンナ屑、腐敗のひどい木屑、塗れた紙、腐敗した紙等）を除去し、かつ、最大の辺又は径を2メートル以下に破砕し、または切断してあること。
- (6) ごみ資源化工場に2種類以上の資源化の可能なものを同一車両で搬入する場合は、それらを種類ごとに区分してあること。
- (7) 埋立処分場に搬入しようとする廃棄物にあっては、可燃性のものを除去するとともに、中空でない状態にし、かつ、最大の径を1.5メートル以下に、重量を100キログラム以下に破砕し、又は切断してあること。

5 札幌市が産業廃棄物を処理することができる法的根拠
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項より)

(令和3年1月現在)

市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処分することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

※札幌市は、上記条項に基づき産業廃棄物を処分しており、このため廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第4項に定める産業廃棄物処分業の許可は必要ない。